

舞鶴市立地適正化計画

2018年4月策定(2024年11月改定)

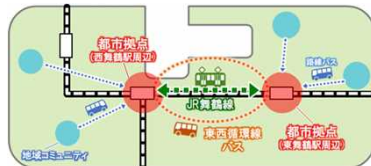
立地適正化計画とは

人口減少や高齢化が進行する中においても、医療・福祉・商業等の施設や居住をまちなかの拠点に集積し、生活サービスの提供を維持しながら利便性の高い暮らしを送ることができる「コンパクトなまちづくり」を推進するための計画です。

舞鶴市立地適正化計画の理念と目指す都市構造

「コンパクトシティ+ネットワーク」の形成

～駅を中心とした賑わい拠点形成とまちなか居住推進による
「未来に希望がもてる活力あるまちなかの創生」～



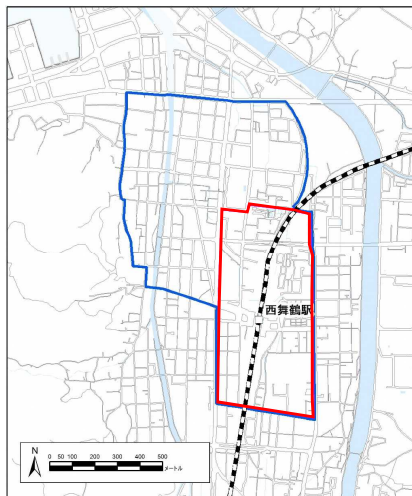
- **西舞鶴駅と東舞鶴駅を中心とした徒歩圏の範囲を都市拠点と位置付け、まちなかの活性化や賑わい創出に資する施設の誘導、まちなかへの居住の推進に取り組みます。**
- **2つの都市拠点を結ぶ基幹の公共交通軸であるJR舞鶴線と東西循環線バスを活かして、2つの拠点を1つの拠点のように機能させます。**

都市機能誘導区域

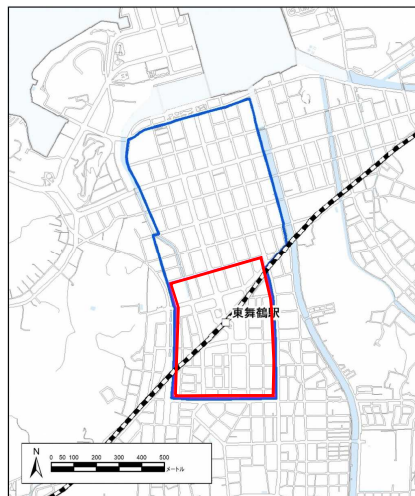
都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の各種サービスを誘導・集約し、効率的な提供を図る区域です。

居住誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。人口減少が著しい駅北側を中心に設定しています。



西地区



東地区

凡例	
□	駅
-----	鉄道
■	都市機能誘導区域
■	居住誘導区域
—	道路線
—	海岸線
—	水域



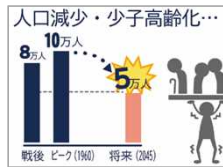
なぜ立地適正化計画が必要なのか

全国的に人口減少や少子高齢化が進展、甚大な自然災害が頻発しています！

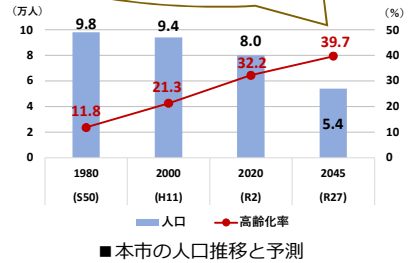
今後、本市で想定される課題

生活利便性やまちの活力低下

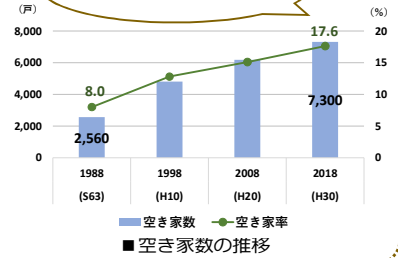
- 本市では、人口減少や少子高齢化が進展し、約20年後の人口は約5万人までに減少することが予測されています。
- 人口減少や少子高齢化により、空き家や空き地も増加しています。
- このままでは、一定の人口密度に支えられてきた生活サービス施設はさらに減少し、維持することが困難となります。



約20年後には
人口は約5万人にまで減少！
約2～3人に1人は高齢者に！



30年間で
空き家が約3倍に増加！

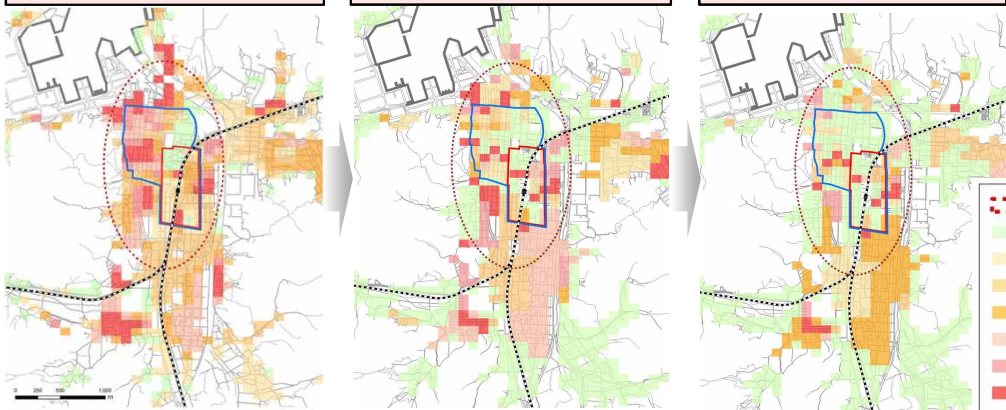


まちなかの人口密度の推移

2010(平成22)年

2020(令和2)年

2040(令和22)年推計

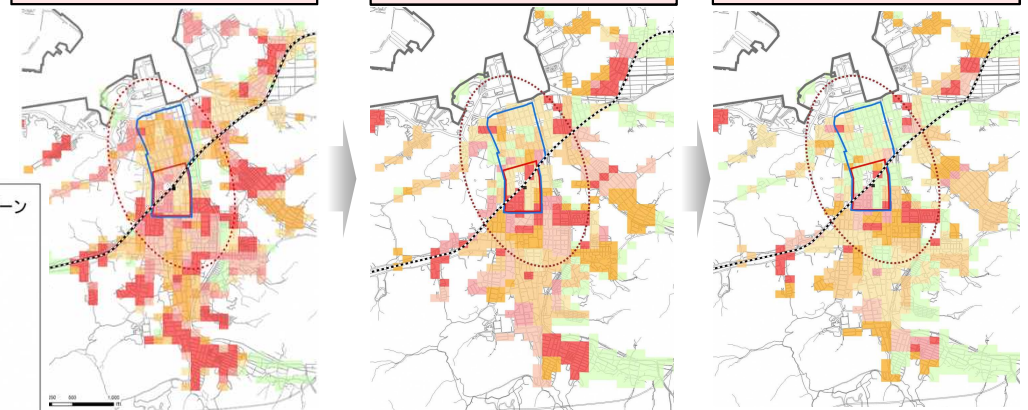


西地区

2010(平成22)年

2020(令和2)年

2040(令和22)年推計



東地区



立地適正化計画の策定により期待される効果

利便性が高く誰もが快適に暮らせるまちに！

安全安心に住み続けられるまちに！

空き家や空き地の有効活用、公共交通の充実により、快適で利便性の高いまちを目指します。



大雨でも水浸しにならない！
安心

2つの地区を公共交通でつなぎ
1つのコンパクトなまちをつくる！

居住を誘導するエリア

空き家・空き地をまとめて
住宅や店舗に！
安全
2F以上マンション
1F店舗など

都市機能を誘導するエリア

若者からお年寄りまで
集まって賑やかに！

駅周辺の空き地に図書館や
民間施設が立地！

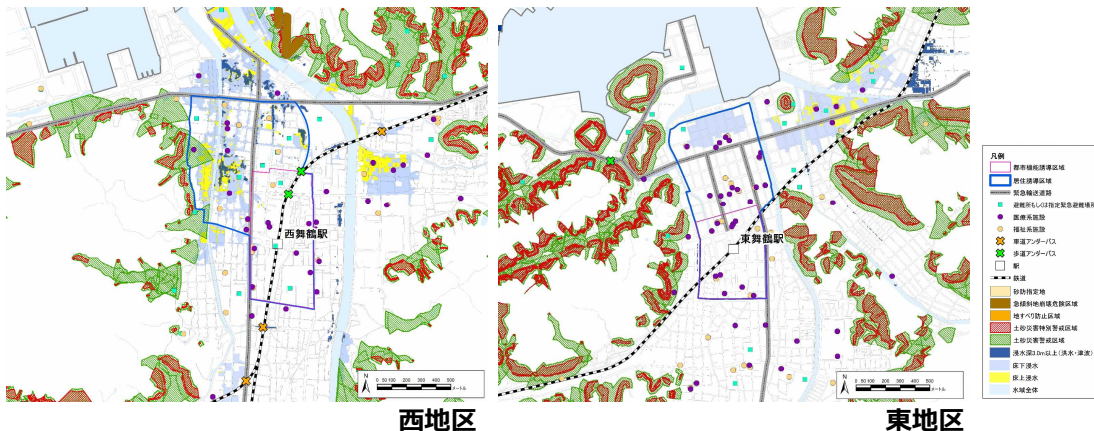
生活に必要な施設が公共交通でア
クセスやすく、車がなくても利用し
やすい！



防災指針

「災害に強く、安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」を目標とします。

本市のまちなかは、海が近く山に囲まれた地形から、浸水、土砂災害などの災害リスクがあります。災害の被害を最少化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えから、ハード、ソフトの両面から総合防災体制の整備を図ります。



誘導施策

第7次舞鶴市総合計画の「希望もてるまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「魅力あるまちづくり」の3つの方向性に基づき、都市機能・居住の誘導に取り組みます。

特に、空き家、空き地等の増加により深刻化する“都市のスポンジ化”に対し、これらの既存ストックの有効活用による『まちなかの再生』の研究に取り組みます。

まちなか再生の鍵となる“既存ストック”の有効活用

～公共施設、空き家、空き店舗、空き地、低未利用地などの既存ストックを
良質な居住環境、魅力的な都市空間の創出に向けて有効活用します～

誘導施設

高齢者はもとより多世代にとって、利便性の高いまちなかを形成するために必要な施設を以下の2種類に分類し、東西共通の誘導施設として設定します。

- 1) 安心して生活するために必要な施設
医療、介護福祉、子育て、商業、金融、行政に係る施設
- 2) 魅力的な居住環境に寄与する施設
交流、文化、観光、娯楽、スポーツ、教育研究に係る施設

人口密度に関する目標値

指標	基準値	目標値
居住や都市機能の誘導に係る目標	47.9人/ha	47.9人/ha
区域内の可住地面積に対する人口密度	[2020(令和2)年]	[2040(令和22)年]

問い合わせ先 舞鶴市役所 建設部 都市計画課

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044

Tel : 0773-66-1048 Fax : 0773-62-9894